

## 福島県の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 2,100,851	千円 886,427,370	千円 2,785,877	千円 282,107,426	% 32.6	% 33.2

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 29,085	千円 137,820,259	千円 25,191,560	千円 55,287,563	千円 218,299,382	千円 7,506	千円 7,661

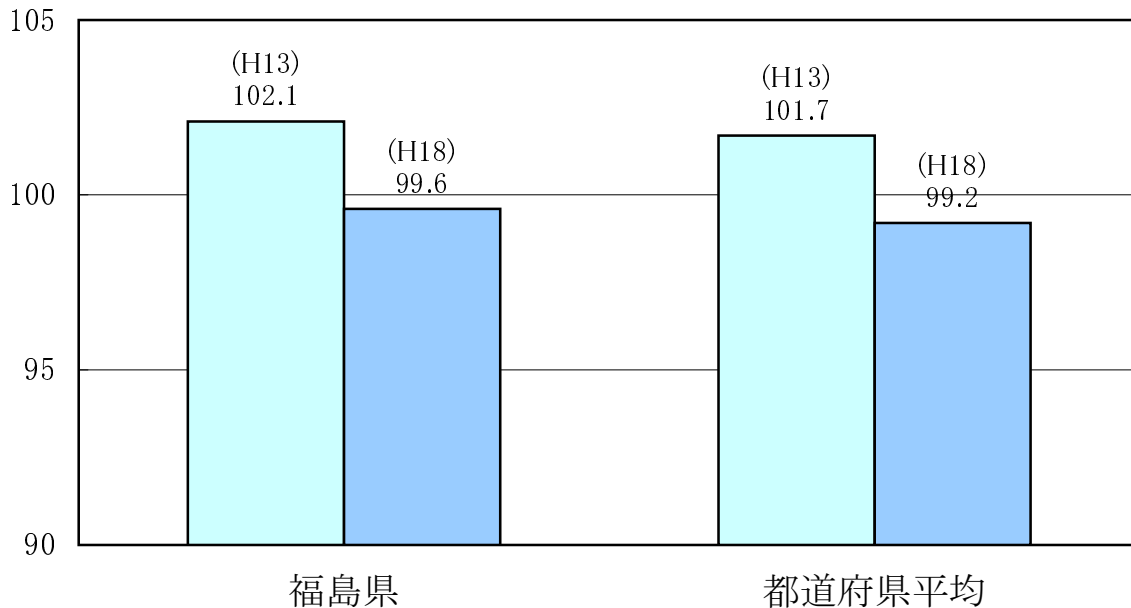
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、17年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項

なし

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

## (5) 給与改定の状況

### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
18年度	円 393,484	円 394,169	△685円 (△0.17%)	% 0	% 0	% 0

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

### ②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
18年度	月 4.39	月 4.45	月 △0.06	月 △0.05	月 4.40	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島県	42.8 歳	356,100 円	418,628 円	392,825 円
国	40.4 歳	328,477 円	—	381,212 円
都道府県平均	43.3 歳	357,341 円	440,094 円	399,383 円

#### ②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島県	49.0 歳	368,700 円	410,977 円	396,106 円
うち 運転手	48.9 歳	381,920 円	427,665 円	411,717 円
うち 用務員	47.9 歳	347,701 円	376,677 円	372,887 円
うち 守衛	55.0 歳	388,386 円	416,503 円	414,894 円
国	48.4 歳	286,500 円	—	318,595 円
都道府県平均	47.5 歳	340,420 円	394,037 円	372,201 円
民間事業者平均	47.8 歳	—	318,403 円	—

#### ③高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	42.7 歳	395,600 円	446,883 円
都道府県平均	44.1 歳	404,811 円	472,908 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福島県	42.8 歳	397,400 円	445,946 円
都道府県平均	43.7 歳	394,247 円	456,303 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
福島県	42.1 歳	362,300 円	490,836 円	397,453 円
国	42.1 歳	339,564 円	—	384,665 円
都道府県平均	41.0 歳	352,192 円	500,157 円	397,685 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(18年4月1日現在)

区 分		福島県	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	170,200 円
	高校卒	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	151,050 円	—
	中学卒	135,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	197,400 円	—
	高校卒	153,100 円	—
小・中学校教育職	大学卒	197,400 円	—
	高校卒	147,000 円	—
警察職	大学卒	202,300 円	199,900 円
	高校卒	162,800 円	156,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

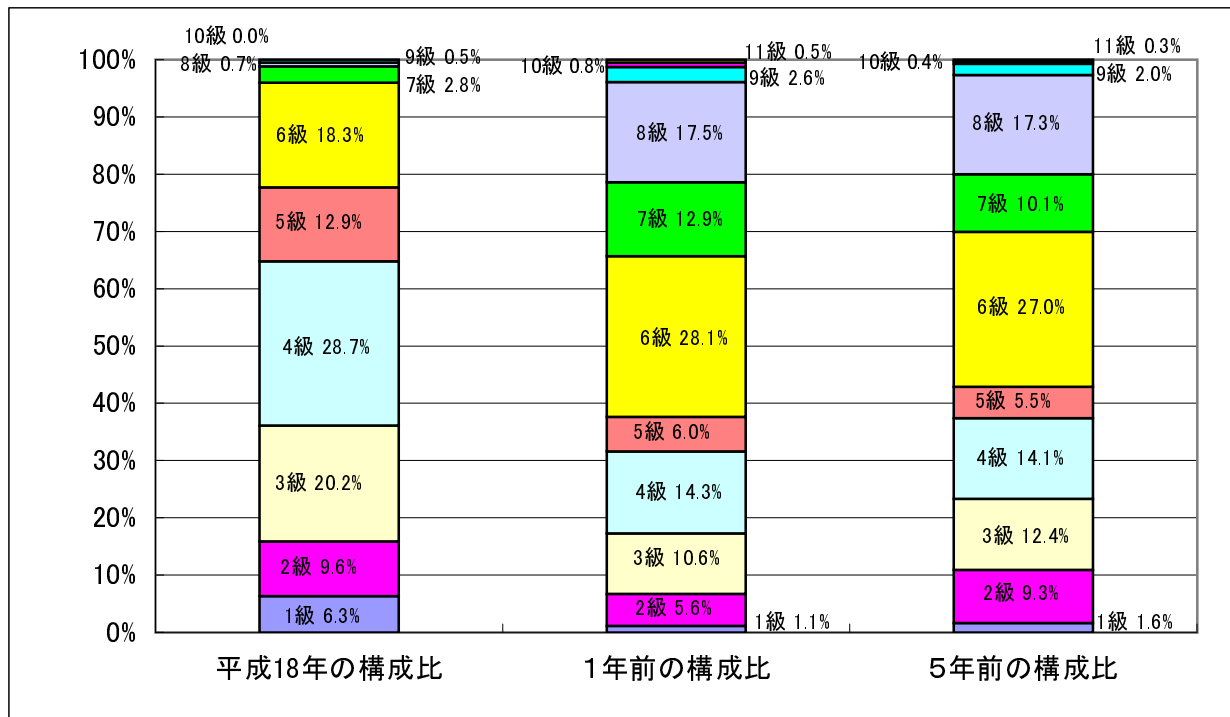
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,500 円	338,600 円	375,700 円
	高校卒	213,500 円	270,900 円	334,400 円
技能労務職	高校卒	219,400 円	246,500 円	326,100 円
	中学卒	在職者なし 円	233,700 円	255,400 円
高等学校 教育職	大学卒	314,600 円	373,900 円	411,300 円
	高校卒	在職者なし 円	在職者なし 円	313,600 円
小・中学校 教育職	大学卒	319,200 円	376,900 円	411,400 円
	高校卒	在職者なし 円	在職者なし 円	387,800 円
警 察 職	大学卒	294,700 円	340,400 円	393,400 円
	高校卒	250,700 円	294,900 円	347,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	係員	人 416	% 6.3
2 級	係員	人 634	% 9.6
3 級	主査	人 1,334	% 20.2
4 級	本庁副主幹、出先課長	人 1,891	% 28.7
5 級	本庁副主幹、出先次長	人 852	% 12.9
6 級	本庁参事、出先所長	人 1,208	% 18.3
7 級	本庁参事、出先所長	人 186	% 2.8
8 級	本庁総括参事	人 45	% 0.7
9 級	本庁部長、振興局長	人 31	% 0.5
10 級	本庁部長	人 2	% 0.0

- (注) 1 福島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に11級制から10級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給期間短縮の状況

区 分	合計	一般行政職	技能労務職	高等学校教育職	小・中学校教育職	警察職	
17年度	職員数 A	人 31,831	人 6,294	人 464	人 6,138	人 13,455	人 3,146
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 4,695	人 861	人 37	人 899	人 2,019	人 563
	比率 B/A	% 14.7	% 13.7	% 8.0	% 14.6	% 15.0	% 17.9
16年度	職員数 A	人 31,824	人 6,311	人 486	人 6,197	人 13,384	人 3,105
	普通昇給期間(12～24月)を短縮して昇給した職員数 B	人 4,701	人 840	人 44	人 836	人 2,142	人 554
	比率 B/A	% 14.8	% 13.3	% 9.1	% 13.5	% 16.0	% 17.8

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

福 島 県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,873 千円	—
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当(18年4月1日現在)

福 島 県	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,642 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 28,734 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		36,587 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		463,126 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	25 人	13 %	13 %
大阪市、名古屋市	8 人	11 %	11 %
仙台市、つくば市	5 人	4 %	4 %
札幌市	5 人	3 %	3 %
前橋市、岐阜市、宇都宮市	4 人	1 %	1 %
医師	38 人	11 %	11 %
上記以外の全市町村	29,079 人	0 %	0 %
平均支給率		0.03 %	0.06 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市、医師	15 %	15 %
名古屋市、つくば市	12 %	12 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市、前橋市、岐阜市、宇都宮市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		1,141,643 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		103,484 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		40.0 %	
手当の種類(手当数)		32	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、深所、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
水上等作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円～1,500円
爆発物取扱等作業手当	警察職員、地方振興局に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1件当たり1,900円～5,100円
種雄牛馬豚取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取等のためこれを御する作業に従事した場合	日額240円
死体処理手当	県立病院、警察本部(検視等)の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,500円 月額22,700円(専ら従事)
感染症防疫等作業手当	感染症病棟又は家畜保健衛生所等の機関に勤務する職員	感染症防疫区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師、試験研究機関に勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円

災害応急作業手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事する職員	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額240円～640円
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 月額13,600円(専ら従事)
教員特殊業務手当	県立学校、市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額900円～3,200円
教育業務連絡指導手当	県立学校、市町村立学校の教諭	教務、生徒指導等の業務に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	日額200円
県税賦課徴収手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに關係する機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額800円～1,350円 月額12,800円～28,300円(専ら従事)
技術者養成指導手当	高等技術専門学校の職員、右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門知識を必要とする授業を担当、又は消防、警察業務に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円(訓練指導) 給料月額×6/100等(授業担当)
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う一定の業務に従事した場合	日額250円～610円 月額12,800円(生活保護関連対象職に専ら従事)
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり620円～7,200円
家畜等衛生検査作業手当	家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	家畜保健衛生に関する病性鑑定等の作業、とさつ検査等の作業に従事した場合	日額610円 (病性鑑定1,100円)
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局(県税部)等に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円



犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装置を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定作業に従事した場合	日額310円～560円
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	県立病院等に勤務する職員	入院病棟における困難な医療業務等に従事した場合	日額240円～410円 月額20,000円～50,000円 (専ら従事)
野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間1,200円
守衛特殊業務手当	守衛である職員	福島県庁舎管理規則で定める禁止行為に違反する者等に対して直接行う取締業務に従事した場合	日額240円
多額年学級担当業務手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導	日額290円等

(5) 時間外勤務手当

支給実績 ( 17 年 度 決 算 )	3,895,734 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 17 年 度 決 算 )	500 千円
支給実績 ( 16 年 度 決 算 )	3,809,022 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 ( 16 年 度 決 算 )	482 千円

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者等13,000円等	同じ	—	3,614,766 千円	228,898 円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る)、自宅等に居住している職員等に支給 借家等: 上限27,000円 自宅等: 上限3,500円	異なる	自宅等の場合、新築、購入した日から5年経過後も2,500円支給	2,449,953 千円	151,709 円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で採用困難と認められる職に一定期間支給 (支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額	同じ	—	136,609 千円	507,840 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給 (支給額) 交通機関利用: 6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用: 通勤距離に応じた額(上限44,900)	異なる	運賃等相当額が55,000円超の場合、超える額の1/2を加算	2,959,620 千円	135,725 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	異なる	加算額の交通距離区分について、300kmまでを交通距離50kmごとに区分	483,046 千円	320,534 円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 給料月額25/100以内で職に応じた額(定率)	同じ	—	2,142,352 千円	696,246 円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	—	598,333 千円	448,861 円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 給料月額10/100以内の額			68,597 千円	508,125 円

産業教育手当	県立学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 給料月額額の10/100以内の額			304,371 千円	488,556 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校(県立盲学校、県立聾学校等)、高等学校、市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 20,200円以内で職務の級及び号給に応じた額			3,002,719 千円	183,260 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額額の8/100の額			88,489 千円	337,744 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	同じ	—	80,253 千円	134,427 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給率に応じ定める額)	同じ	—	63,205 千円	540,213 円
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の25/100の額	同じ	—	392,047 千円	156,318 円
休日給	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給与額の135/100の割合を乗じた額	同じ	—	927,320 千円	367,110 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額	同じ	—	1,689,718 千円	59,866 円

## 5 特別職の報酬等の状況（18年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,056,000	円	( 1,320,000 )円
	副 知 事	875,500	円	( 1,030,000 )円
	出 納 長	801,000	円	( 890,000 )円
報 酬	議 長	959,500	円	( 1,010,000 )円
	副 議 長	855,000	円	( 900,000 )円
	議 員	788,500	円	( 830,000 )円
期 末 手 当	知 事	(17年度支給割合)		
	副 知 事	3.3	月分	
期 末 手 当	議 長	(17年度支給割合)		
	副 議 長	3.3	月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×支給率(65/100)	41,184,000	任期ごと
	出 納 長	〃 (55/100)	27,192,000	〃
	備 考	〃 (37.5/100)	16,020,000	〃

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	平成17年度	平成18年度		
知事部局	7,094 (36) 法人化分除き 5,764 (33)	5,706 (29)	△1,388 (△7) 法人化分除き △58 (△4)	・18.4.1県立医大、会津大の独立行政法人化による減 ・業務効率化等による減
企業局	58 (0)	56 (2)	△2 (2)	業務の外部委託化、効率化による減
病院局	1,031 (2)	1,000 (3)	△31 (1)	県立病院の診療体制見直し等に伴う病棟再編による減
議会事務局	36 (0)	36 (0)	0 (0)	
教育委員会	18,290 (33)	18,133 (22)	△157 (△11)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,633 (0)	3,646 (0)	13 (0)	警察官の増員
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	25 (0)	0 (0)	
人事委員会事務局	13 (0)	13 (0)	0 (0)	

労働委員会事務局	13 (0)	13 (0)	0 (0)	
海区漁業調整委員会	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合 計	30,204 (71) 法人化分除き 28,874 (68)	28,639 (56)	△1,565 (△15) 法人化分除き △235 (△12)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、( )内は再任用短時間勤務職員※で外書きです。

※ 再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の1週間あたりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

## (2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等

ア 知事部局では、平成15年度から平成18年4月1日までの間に200人を純減し、さらに平成18年度から平成23年4月1日までの間に350人の職員数を純減する福島県職員定数条例に基づき、アウトソーシングの推進、ITの活用等による業務の効率化、事務事業の見直しなどにより、着実な定数削減を実施していきます。

### (ア) 削減目標

(単位:人)

	平成15年4月1日	平成18年4月1日	平成23年4月1日	削減目標
条例定数 改正	7,485	7,285	5,512	△200 △350

(注) 1 平成16年4月1日から、県立病院事業の地方公営企業法全部適用への移行に伴い、1,090人を分離しています。  
2 平成15年4月1日の条例上の定数は、上記7,485人病院局定数1,090人を加えた8,575人です。  
3 平成18年4月1日から、県立大学の法人化に伴い1,423人を分離し、知事部局定数を5,862人としています。

### (イ) 削減実績

(単位:人)

	平成15年4月1日	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成18年4月1日	⑮~⑰削減実績合計
知事部局職員数	7,312	7,178	7,094	5,706	/
法人化分除き			(5,764)		
削減実績		△134	△84	△58	△276

(注) 削減実績は、平成18年4月1日の県立大学法人化に伴う職員数の減を除いています。

イ 企業局及び病院局においても、それぞれアウトソーシングの推進、業務の効率化等により、定員の一層の適正管理に努めています。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 工業用水道事業（企業局）

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 3,790,751	千円 △464,283	千円 443,403	% 11.7	% 14.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 49	千円 226,309	千円 34,517	千円 96,437	千円 357,263	千円 7,291	千円 7,345

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（17年度の状況）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	45.6 歳	399,718 円	607,590 円
全 国 平 均	44.3 歳	389,512 円	611,625 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 全国平均とは、工業用水道事業における全国平均値です。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,968 千円		1,873 千円	
※工業用水道事業全国平均		1,860 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

工業用水道事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	— 千円	24,104 千円	1人当たり平均支給額	4,642 千円	28,734 千円
			工業用水道事業全国平均 19,14 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			支給対象者なし 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			支給対象者なし 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	13 %	— 人	13 %
大阪市、名古屋市	11 %	— 人	11 %
仙台市、つくば市	4 %	— 人	4 %
札幌市	3 %	— 人	3 %
前橋市、岐阜市、宇都宮市	1 %	— 人	1 %
医師	11 %	— 人	— %

(注) 支給対象者はいません

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市、医師	15 %	15 %
名古屋市、つくば市	12 %	12 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市、前橋市、岐阜市、宇都宮市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給総額(17年度決算)	76 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	4,470 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	34.7 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所作業(地上10m以上)、水面下作業(推進4以上)等	日額240円～450円
災害応急作業手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業	日額480円
用地交渉等手当	出先機関職員	現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等	日額650円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	3,134 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	63 千円
支給実績(16年度決算)	5,034 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	105 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	8,725 千円	242,361 円
住居手当	〃	同じ	—	4,874 千円	128,263 円
通勤手当	〃	同じ	—	3,210 千円	76,428 円
管理職手当	〃	同じ	—	9,649 千円	877,181 円
単身赴任手当	〃	同じ	—	2,508 千円	358,285 円
寒冷地手当	〃	同じ	—	2,344 千円	47,836 円



(2) 地域開発事業（企業局）

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 1,321,936	千円 △834,019	千円 72,644	% 5.5	% 14.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
17年度	人 9	千円 37,037	千円 9,043	千円 15,462	千円 61,542	千円 6,838	千円 8,041

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（17年度の状況）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
地域開発事業	39.2 歳	360,660 円	569,834 円
全国平均	46.5 歳	422,645 円	667,609 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 地域開発事業は、公営企業会計区分上宅地造成事業に区分されており、全国平均とは、宅地造成おける全国平均値です。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

地域開発事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,718 千円		1,873 千円	
		←宅地造成事業全国平均 2,070 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

地域開発事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	4,642 千円	28,734 千円
			※ 宅地造成事業全国平均 16,803 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			支給対象者なし 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			支給対象者なし 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	13 %	— 人	13 %
大阪市、名古屋市	11 %	— 人	11 %
仙台市、つくば市	4 %	— 人	4 %
札幌市	3 %	— 人	3 %
前橋市、岐阜市、宇都宮市	1 %	— 人	1 %
医師	11 %	— 人	11 %

(注) 支給対象者はいません

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市、医師	15 %	15 %
名古屋市、つくば市	12 %	12 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市、前橋市、岐阜市、宇都宮市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給総額(17年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉等手当	出先機関職員	現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等	日額650円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	4,113 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	457 千円
支給実績(16年度決算)	2,621 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	238 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	1,914 千円	319,000 円
住居手当	〃	同じ	—	987 千円	164,500 円
通勤手当	〃	同じ	—	557 千円	79,571 円
管理職手当	〃	同じ	—	803 千円	803,000 円
寒冷地手当	〃	同じ	—	670 千円	74,444 円

(3) 病院事業（病院局）

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
17年度	千円 18,254,666	千円 △1,790,063	千円 10,452,108	% 57.3	% 55.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	人 1,032	千円 4,399,129	千円 1,387,689	千円 1,816,559	千円 7,603,377	千円 7,368

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,524

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、18年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（17年度の状況）

区 分		平均年 齢	基本給	平均月収額
福 島 県	医師	44.0 歳	547,769 円	1,250,927 円
	看護師	39.8 歳	331,555 円	535,020 円
	事務職員	43.4 歳	377,536 円	605,153 円
全 国	医師	42.2 歳	548,123 円	1,231,053 円
	看護師	37.1 歳	324,842 円	525,216 円
	事務職員	43.3 歳	385,655 円	619,015 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業(福島県)		普通会計(福島県)	
1人当たり平均支給額(17年度)		1人当たり平均支給額(17年度)	
1,745 千円		1,873 千円	
◀病院事業全国平均		1,705 千円	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（18年4月1日現在）

病院事業(福島県)			普通会計(福島県)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))		
1人当たり平均支給額	2,267 千円	26,990 千円	1人当たり平均支給額	4,642 千円	28,734 千円
			※病院事業全国平均 8,185 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			51,470 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			609,714 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	13 %	— 人	13 %
大阪市、名古屋市	11 %	— 人	11 %
仙台市、つくば市	4 %	— 人	4 %
札幌市	3 %	— 人	3 %
前橋市、岐阜市、宇都宮市	1 %	— 人	1 %
医師	11 %	83 人	— %
上記以外の全市町村	0 %	920 人	— %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
大阪市、医師	15 %	15 %
名古屋市、つくば市	12 %	12 %
仙台市	6 %	6 %
札幌市、前橋市、岐阜市、宇都宮市	3 %	3 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給総額(17年度決算)		191,993 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		20,913 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		72.1 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師、看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した看護師、臨床検査技師	死体処理作業、解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟、病室内において患者の診療、看護等業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技士等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立合、移送業務に従事した場合	日額340円
夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額31,000円～55,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	359,210 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	367 千円
支給実績(16年度決算)	349,331 千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	336 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ	—	88,630 千円	203,279 円
住居手当	〃	同じ	—	66,810 千円	136,069 円
通勤手当	〃	同じ	—	84,395 千円	110,033 円
単身赴任手当	〃	同じ	—	5,352 千円	314,824 円
管理職手当	〃	同じ	—	44,769 千円	813,982 円
特地勤務手当等	〃	同じ	—	3,378 千円	129,923 円
宿日直手当	〃	同じ	—	86,656 千円	952,264 円
夜勤手当	〃	同じ	—	94,515 千円	145,856 円
休日給	〃	同じ	—	146,347 千円	149,486 円
寒冷地手当	〃	同じ	—	59,538 千円	58,428 円
初任給調整手当	〃	同じ	—	250,973 千円	2,757,945 円